【厳選】2018年度(平成30年度)助成金 最新情報! こう変わった!!キャリアアップ助成金! 勤務間インターバル助成金で クラウド勤怠が導入できる?! など

【第1部】【第2部】とも同じ内容です。(1部、2部入替制) 主な内容

◎ こう変わった!!キャリアアップ助成金!

平成30年度は、大きく助成金が統廃合され、改定点が多い年になりました。

一番ご利用が多い助成金である、<u>キャリアアップ助成金</u>正社員化コース に給与の5%増額要件が加えられました。

この増額した給与5%とは、<u>単に総支給額が5%アップしていればよいというものではなく、</u> 対象となる手当、対象とならない手当、対象となる賞与、対象とならない賞与 がルール化されました。

この講座では、賞与規定の定め方など、確実な受給に向けて、<u>今やっておかねばならないこと</u>を 具体的にご説明いたします。

◎ 勤務間インターバル助成金でクラウド勤怠が導入できる!?

国会で審議中の「働き方改革関連法案」ですが、肝は労働時間管理だと考えます。 36協定特別条項に上限規定が加わり、罰則も強化されます。毎月の労働時間集計だけではなく、 年間の残業時間管理など新たな管理項目を、確実に管理することが求められてきます。

労働時間管理の効率化のために、<u>クラウド勤怠の導入を検討する企業も多い</u>と思いますが、 その導入費用が支給対象となっている助成金を、勤務間インターバル制度も併せてご説明いたします。

今回は、【厳選】した上記2つの助成金を取り上げます。

(注) 勤務間インターバル助成金の正式名称は、時間外労働等改善助成金(勤務間インターバル導入コース)です。

日時:平成30年6月22日(金)

◆第1部 13時30分~14時50分

◆第2部 15時00分~16時30分

場所:社労士事務所HIKARI 3F

定員:8名

(定員になり次第締め切らせていただきます)

参加料: 顧問先無料 (複数のご参加の場合も無料です)

顧問先以外の企業顧問先以外の企業 1カリキュラム1名様あたり 2,000円(資料代相当) *お願い 駐車場に限りがございますので、事前にご予約下さい。

裏面のFAXでお申し込み下さい。【FAX 096-237-6795】

【労務勉強会について】所長 川浪 宏 より



社労士事務所HIKARIは、労働基準法を頂点とした、雇用保険、労災保険、健康保険法、厚生年金保険法等の労働関係諸法令をお客様にご説明・ご提案などを行っております。

より一層積極的に情報発信を行う場として「労務勉強会」を平成 28年2月より企画・実施しております。

内容は、手続書類の記載方法に留まらず、労務管理に役立つ内容を中心としたテーマとしております。

お時間がございましたら、積極的にご参加下さいますようお願いいたします。

社労士事務所 HIKARI & 労務勉強会 のあゆみ

平成28年 2月 第1回労務勉強会 効果的な求人の出し方と適正検査の使い方

平成28年 2月 第2回労務勉強会 労使トラブルを防止する雇用契約書作成講座

平成28年 2月 第3回労務勉強会 今さら聞けない!?マイナンバー制度

平成28年 3月 第4回労務勉強会 女性活躍の時代!産前休業前からの効率的な事務フローとスムーズに活用できる助成金について

平成28年 3月 第5回労務勉強会 非正規雇用社員が多い会社必見!ついにきた、無期転換への対応方法について

平成28年 4月 第6回労務勉強会 教育訓練系助成金完全克服 ジョブカードの書き方講座

平成28年 4月 第7回労務勉強会 人材採用難時代の打開策の決定版!キャリア形成促進助成金制度導入コース

平成28年 6月 第8、9回労務勉強会 雇用調整助成金(熊本地震特例)について~自社で出来る助成金申請を目指して~

平成28年 7月 第10回労務勉強会 熊本地震 復興への労務管理について〜雇用関係の熊本特例の活用事例〜

平成29年 3月 第11回労務勉強会 「働き方改革」労務リスクを抑える労働時間管理

平成29年 4月 第12回労務勉強会 「働き方改革」勤務間インターバル制度とは

平成29年 9月 第13回労務勉強会 業績向上のカギは人事&評価制度にあり!平成29年度新設!「人事評価改善等助成金」について

平成29年10月 第14回労務勉強会 IT活用による働き方改革と Cells ドライブの活用

平成30年 2月 第15回労務勉強会 採用難時代の効果的な求人方法とその注意点!!

平成30年 3月 第16回労務勉強会 採用難時代の効果的な求人方法とその注意点!!(好評につき、先月と同じ内容の第2弾!)

平成30年 6月 第17回労務勉強会 平成30年度 助成金最新情報! こう変わった!! キャリアアップ助成金! など

社労士事務所HIKARI 概要

事務所規模:顧客数160社、顧問先数120社、所員8名(社会保険労務士2名、社労士試験合格者1名)

主要業務

労働社会保険諸手続(入社退社に伴う手続き等)、労基署等の行政機関調査の立ち会い、労務相談、人事制度構築、助成金申請など

所長経歴等

昭和 40 年生、熊本マリスト学園中学校・高等学校、鹿児島大学法文学部卒(経営ゼミ)、東証 1 部上場企業 19 年勤務(管理職 13 年) 特定社会保険労務士、行政書士、熊本大学大学院法曹養成研究科履修科目終了(科目:労働法) 熊本マリスト学園評議員

[FAX 096-237-6795]

企業名	電話番号	FAX 番号
ご住所		メールアドレス
ご参加者お名前		参加講座
		第1部 13時30分~
(計	人)	第 2 部 15 時00分~
ルニのCAVに引撃頂いた。伊丁桂起け、大団枚合のカレーは中いた」とす		

*このFAXに記載頂いた個人情報は、本研修会のみに使用いたします。